

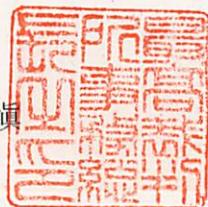
最高裁秘書第483号

令和4年3月4日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書不開示通知書

1月7日付け（同月11日受付、第030862号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

最高裁判所に上告受理申立てをする際の予納郵券の組合せを定めた際に作成した文書（直近の事例に関するもの）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、廃棄済みである。